

平成26年 2月26日

四国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項ただし書の規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成26年4月1日から平成26年9月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ太陽光発電促進付加金単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、太陽光発電促進付加金単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3（料金）(6)イに定める太陽光発電促進付加金単価

(1) 平成26年4月1日から平成26年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円	円
(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
20ワットまでの1灯につき	0.67	0.05
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1.34	0.10
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2.01	0.15
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	3.36	0.25
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	1.67	0.12

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.00	0.07
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.01	0.15
100ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき50ボルト アンペアまでごとに	1.00	0.07
「定額電灯および公衆街路灯 Aの料金についての特別措置」 の適用を受けている電灯 10ワットまでの1 灯につき	0.33	0.02
b 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアま での場合	0.03	0.00
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアま での場合	0.05	0.00
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	0.05	0.00
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	0.54	0.04
総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに	0.54	0.04
c 臨時電力		
契約電力1キロワット1日に つき	0.57	0.04
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	0.29	0.02

(2) 平成26年4月の検針日から平成26年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円	円
(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
20ワットまでの1灯につき	0.42	0.03
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.84	0.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1.26	0.09
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	2.10	0.16
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	1.05	0.08
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.63	0.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1.25	0.09
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	0.63	0.05
「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置」の適用を受けている電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.21	0.02
b 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.02	0.00
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.03	0.00

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.03	0.00
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.33	0.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.33	0.02
c 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.36	0.03
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0.18	0.01
d 供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.09	0.01
1キロワット	0.17	0.01
2キロワット	0.36	0.03
3キロワット	0.53	0.04
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.17	0.01
e 深夜電力A		
1契約につき	5.40	0.40
(ロ) 従量制供給の場合		
a 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の11キロワット時まで	0.59	0.04
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.05	0.00

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
b a以外の場合 1キロワット時につき	0.05	0.00

附則（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円	円
1 定額制供給の場合		
(1) 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
20ワットまでの1灯につき	0.65	0.03
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1.30	0.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1.95	0.09
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	3.27	0.16
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	1.63	0.08
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.98	0.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1.95	0.09
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	0.98	0.05
「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置」の適用を受けている電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.33	0.02
(2) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.03	0.00
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.05	0.00

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	0.05	0.00
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	0.53	0.03
総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに	0.53	0.03
(3) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日に つき	0.56	0.03
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	0.28	0.01
(4) 供給約款附則5（農事用電力 〔脱穀調整用電力〕のお客さま についての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.14	0.01
1キロワット	0.27	0.01
2キロワット	0.56	0.03
3キロワット	0.83	0.04
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	0.27	0.01
(5) 深夜電力A		
1契約につき	8.40	0.40
2 従量制供給の場合		
(1) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の11キロ ワット時まで	0.92	0.04
電力量料金		
上記をこえる1キロワット 時につき	0.08	0.00

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
(2) (1)以外の場合 1キロワット時につき	0.08	0.00